

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県栄養士会（以下「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康対策のうち巡回栄養相談等（以下「巡回栄養相談」という。）にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、愛知県地域防災計画に基づき、巡回栄養相談を行う必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の協力要請は、愛知県保健医療局長が行う。

3 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に取消を通知するものとする。

（派遣）

第3条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣調整を行うとともに、被災地域に管理栄養士・栄養士（以下「管理栄養士等」という。）を派遣するものとする。

2 甲は、想定される活動内容及び被災地状況等の情報の乙への提供と収集に努めるものとする。

（指揮命令系統等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定するものを行うものとする。

（活動）

第5条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地域において医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1）被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- （2）避難所での食事状況調査や栄養健康教育
- （3）特殊栄養食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供にかかる支援
- （4）その他必要な事項

2 乙は、自ら移動や生活手段等を確保し、継続した活動を行うことを基本とする。

（報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく活動に要する費用については、栄養・食生活支援活動終了後に、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速な対応をとることができるよう、派遣体制の整備と甲との連携体制に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長、乙においては会長とする。

（紛争処理）

第10条 この協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（訓練、研修）

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙の人材育成、技術向上等を図るため、乙が行う研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

（実施細目）

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

大村秀章

乙 名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号 DAIビル4階

公益社団法人愛知県栄養士会

会長

棚本嘉和